

令和3年3月25日

八頭町長 吉田 英人 様

八頭町特別職報酬等審議会
会長 磯野 誠



八頭町議会議員の報酬等の額について（答申）

令和2年12月21日付をもちまして、八頭町長から八頭町特別職報酬等審議会へ諮問のありました、八頭町議会議員の報酬等の額について、別紙のとおり答申いたします。

八頭町特別職報酬等審議会答申

八頭町特別職報酬等審議会は、令和2年12月21日、八頭町長から八頭町議會議員の報酬額等の見直しについて諮詢を受け、八頭町議會議員の報酬額等について、八頭町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づく意見を求められました。

八頭町議會議員の報酬額等について、3回の審議会の中で、広範な角度から慎重に審議を重ねた結果、次のとおりの結論に達したので、答申します。

1 報酬等の改定

(1) 議會議員の報酬等の額について

① 議会の議員の報酬の額

職名	改定後（月額）	改定前（月額）	引上額（月額）
議長	326,000円	313,000円	13,000円
副議長	238,000円	233,000円	5,000円
議会運営委員長	230,000円	225,000円	5,000円
常任委員長	230,000円	225,000円	5,000円
議員	223,000円	217,000円	6,000円

2 審議の経過及び方法

(1) 審議会の開催

第1回審議会 令和2年12月21日

第2回審議会 令和3年 1月18日

第3回審議会 令和3年 3月 8日

(2) 報酬の改定についての考え方

特別職等の報酬は、その職務と責任に応じて支給すべきもので、町政を推進するための活動を保証するに相応しい額が求められており、県内・近隣町村等との均衡、一般職の給与改定、社会経済情勢、町の財政状況等を総合的に勘案し、本審議会では、以下の要素を考慮し、検討を行いました。

- ① 本町の現在の人口規模による県内類似団体、及び県内町村の特別職等に支払われる報酬の額との均衡
- ② 特別職の報酬等の額を検討するにあたって考慮すべき諸指標のうち主要な指標としての消費者物価
- ③ 景気の動向、町財政の状況等

- ④現行の報酬額が決定された経緯
- ⑤議員の活動内容の評価
- ⑥議員の活動内容・成果に対する町民評価及び期待

3 報酬等の現状

(1) 議会の議員の報酬の現状

議会議員の報酬額については、平成19年10月1日付の答申に基づき、平成20年1月1日より従前より約5.09パーセント減額改定され、以降据え置きのままとなっております。

なお、定数については、段階的に削減され、合併以降7名減となっています。

4 他団体との報酬額等の比較状況等

(1) 議会の議員の報酬の額

全国類似団体及び県内類似団体の平均額との比較では、いずれも平均額を下回り、県内では下から2番目の報酬額となっています。

また、県内の西部、中部圏域については、それぞれ圏域ごとで報酬額が統一されて決定されていますが、東部圏域は単町ごとで決定されており、近年、東部圏域において改定が行われている状況にあります。

なお、議会議員の報酬額の改定については、これまで町長等の改定と合わせて行われています。

5 本審議会の意見（改定の理由等）

(1) 常勤の特別職(町長、副町長、教育長)及び議会議員の報酬等の額

平成20年1月から常勤の特別職の報酬額は、従前額より5パーセント余り減額改定された額となっています。

また、議会議員においても減額状態にあり、定数は議員発議による条例改正により平成21年4月より3名、平成25年4月より2名、平成29年4月より2名の議員定数削減が行われておりますことから議員1名あたりの責任度合いは従来にも増して重くなっています。

近年、県東部圏域の自治体では、議員報酬の引上げの改定が行われており、県内他町村との均衡を勘案し、本審議会は、議会議員の報酬額については、概ね県内の類似団体平均程度に引き上げることが適当と考えます。

なお、前回まで新町特別職報酬等審議会で採用してある方式（現行）、町長の給料の約79%が副町長、約74%が教育長、約39%が議長、約29%が副議長、約28%が議会運営委員長と常任委員長、約27%が議員という設定を、尊重し、今回はこれに議員の活動内容評価、議員活動内容・

成果に対する町民の評価及び期待を総合的に加味して報酬額を決定いたしました。

6 附帯意見

議員の報酬額について、附帯意見として記述します。

本審議会における議論は、八頭町議会改革推進調査特別委員会による検討をもとにした、令和2年10月26日付の、八頭町議会より八頭町長宛、「特別職報酬等審議会開催要請」資料において提示された、議員報酬目標額30万円とその根拠の評価から始まりました。

その資料によりますと、議員報酬額の引き上げは、議員のなり手不足の解消のために必要であること、そして議員報酬目標額の算出根拠とは、「原価方式」にもとづき、議会活動、議員活動等の活動時間数を抽出することで算定された時間数を、首長の活動日数と比較し、議員の報酬を割り出した結果とされています。

この目標額とその算出根拠について、まず、議員報酬額は現状のままであるにもかかわらず、次期町議選に多数の立候補予定の動きが想定される現状を踏まえれば、議員のなり手不足は、報酬額だけに起因するものではないと考えられます。

その一方、八頭町議員活動の公正な評価、そしてその活動内容に見合う報酬額の算定は重要と認識いたします。そしてその活動評価と報酬額算定とは、上述の「2 審議の経過及び方法 (2) 報酬の改定についての考え方」にある通り、県内類似団体、及び県内町村の特別職等に支払われる報酬の額との均衡、等にもとづくべきものと判断しました。さらに、そもそも現状の議員報酬額とは、平成20年から据え置かれたままのものであり、これまでには、平成28年度の報酬等審議会答申において、報酬増額の答申が出されたにもかかわらず、増額されなかった、しかし議員定数削減が行われた、という経緯があります。本答申はこれらを踏まえたものです。

あらためて、議員報酬目標額を提示した「特別職報酬等審議会開催要請」資料を拝読すれば、特別委員会で検討された議論内容の結果が見当たらず、またその町民への周知・報告会も十分なされていたとは判断できません。その上、現在のコロナ禍を受けた逼迫する経済状況を踏まえれば、提示された議員報酬目標額は、とても町民が納得できるものではないように見受けられます。

今回、次期町議選には多数の立候補予定の動きがありました。これは、町民の議会への高い関心の表れと捉えてよいと考えます。議員のなり手とは、議員活動の公正な評価にもとづく報酬に加え、町民の議会への高い関心によって現れるものと考えます。町民の議会への関心とは、八頭町議会基本条例にもありますように、住民参画と情報公開等、開かれた信頼される議会にあるはずです。

言うまでもなく、議員とは、町民と議会とをつなぐ重要な役割を担っています。議員活動において最優先されるべきものは、町民の意見を町政に反映させるため、より町民に寄り添い、より丁寧に町民の声を拾い上げる姿勢、そしてそれを支える仕組み作りです。今後も、議員による、町民の声が議会に反映され、町民が議会に高い関心を維持できるような活動を切望します。

7 おわりに

今後も、議員各位におかれでは、より一層の町の発展と町民福祉の向上に尽力されるとともに、議会基本条例に基づき町民の代表機関としての責任を果たし、町民に信頼され、魅力ある議会を目指すべく、熱意と誇りをもって活躍されることを期待します。